

令和8年度 法人税関係法令の改正の概要

国税庁

法人番号：7000012050002

略 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)
改正法規	法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和8年財務省令第18号)
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第98号)
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和8年財務省令第21号)
法	改正法による改正後の法人税法
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
電帳法	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)
産競法等改正法	経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)
産競法	産競法等改正法による改正後の産業競争力強化法
産技法改正法	産業技術力強化法の一部を改正する法律(令和8年法律 号)
産技法	産技法改正法による改正後の産業技術力強化法
経済産業省告示	租税特別措置法施行規則第5条の7第21項第1号イ及び第20条の2第21項第1号イに規定する指定大学等に係る経済産業大臣が定める要件(令和8年経済産業省告示第51号)

(注) この資料は、令和8年5月27日現在公布されている法令に基づき作成しています。

なお、この資料中の産競法等改正法及び産技法改正法に関する部分については、国会に提出された法律案に基づき作成しています。

目次

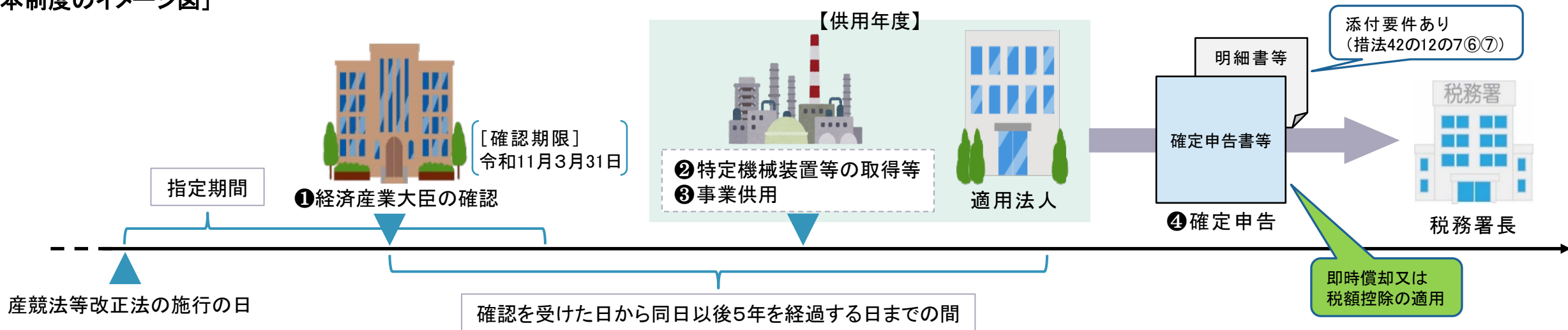
1 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	3	4 主な中小企業税制の見直し	16
(1) 制度の概要	4	(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例及び中小企業経営強化税制の見直し	17
(2) 対象資産の範囲	5	(2) 中小企業投資促進税制の見直し	18
(3) 繰越税額控除制度	6	5 グローバル・ミニマム課税への対応	19
(4) 特別償却及び税額控除の不適用措置	7	(1) 適用免除基準(SbSセーフ・ハーバー)の創設	20
2 研究開発税制の見直し	8	(2) 適用免除基準(UPEセーフ・ハーバー)の創設	21
(1) 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設	9	6 その他主な改正項目	22
(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し	10	(1) 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の創設	23
(3) 中小企業技術基盤強化税制の見直し	11	(2) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し	24
(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し	12	(3) 外国子会社合算制度の見直し(制度全体像における見直しの位置づけ)	25
(5) 控除対象となる試験研究費の額の範囲の見直し	13		
3 賃上げ促進税制の見直し	14		

1 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及び一定のソフトウェアで、産競法の特定生産性向上設備等（その法人が産競法等改正法の施行の日から令和11年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に経済産業大臣の確認を受けたものに限り、）に該当するもののうち一定の規模以上のもの（以下「特定機械装置等」といいます。）（次ページ参照）の取得等（※1）をする場合において、その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの間に、その特定機械装置等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供したとき（※2）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（※3）（以下「供用年度」といいます。）において、その特定機械装置等について、即時償却（普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却）又はその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）の税額控除（調整前法人税額の20%が上限）（※4）のいずれかの適用ができる制度が創設されました（措法42の12の7①②）。

【本制度のイメージ図】



※1 取得等とは、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限り、）又は製作若しくは建設をい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をい）のための工事による取得又は建設を含みます（措法42の12の7①）。

※2 適用対象となる事業は特に限定されていませんが、貸付けの用に供した場合は対象外となります（措法42の12の7①）。

※3 解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の12の7①）。

※4 一定の法人については、税額控除による控除をしてもなお控除しきれない金額を翌期以後3年間繰り越すことができます（措法42の12の7③④）（繰越税額控除制度：6ページ参照）。

【適用時期等】産競法等改正法の施行の日から施行されます（改正法附則1十四）。なお、産競法等改正法は公布の日以後3月以内の政令で定める日から施行されますが（産競法等改正法附則1）、施行期日を定める政令は令和8年5月27日現在において公布されていません。

(2) 対象資産の範囲

本制度の対象資産である特定機械装置等とは、生産等設備を構成する機械装置などで産競法の特定生産性向上設備等(指定期間内に経済産業大臣の確認を受けたものに限ります。)(※1)に該当するもののうち一定の規模以上のものをいいます(措法42の12の7①、措令27の12の7②)。

[特定機械装置等の範囲]

生産等設備を構成するもの	一定の規模以上のもの(規模要件)	特定生産性向上設備等
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの	産競法の特定生産性向上設備等(生産性向上設備等のうち、一定の基準(※3)に適合することについて産競法の経済産業大臣の確認を受けたもの)でその確認が指定期間内であるもの
工具及び器具備品	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上のもので、その特定生産性向上設備等の投資計画と同一の投資計画に記載されたものの一事業年度における取得価額の合計額がそれぞれ120万円以上である場合のその特定生産性向上設備等である工具又は器具備品を含む。)	
建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの	
建物附属設備及び構築物	一の取得価額が120万円以上のもの (建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上のもので、その特定生産性向上設備等の投資計画と同一の投資計画に記載されたものの一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上である場合のその特定生産性向上設備等であるものを含む。)	
一定のソフトウェア(※2)	一の取得価額が70万円以上のもの	

※1 特定生産性向上設備等に関する投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間内の日を含む各事業年度においては、地域未来投資促進税制(措法42の11の2①②)、中小企業経営強化税制(措法42の12の4①②)及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制(措法42の12の6①②)は適用できません。なお、中小企業経営強化税制の繰越税額控除制度(措法42の12の4③)は適用できます。

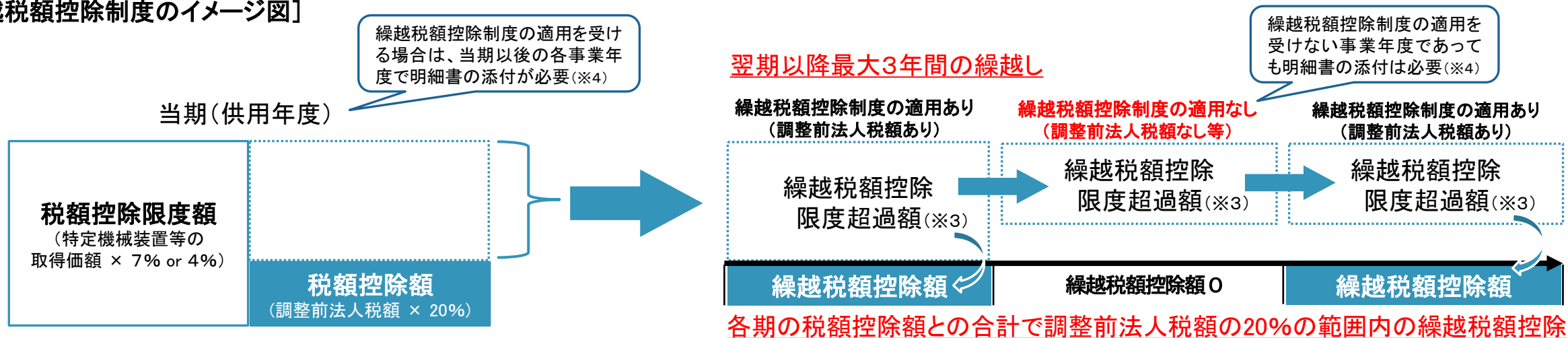
※2 一定のソフトウェアとは、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたもの(これに関連する一定の書類を含み、複製して販売するための原本及び一定の開発研究の用に供されるものを除きます。)をいいます(措令27の12の7①)。

※3 一定の基準とは、産競法の特定生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する機械装置などの取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者等は5億円以上)であること、特定生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれるものであることなどといった基準が定められる予定ですが、同基準を定める法令は令和8年5月27日現在において公布されていません。

(3) 繰越税額控除制度

青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者(※1)に該当するものが、一定の各事業年度(※2)において繰越税額控除限度超過額(※3)を有する場合には、調整前法人税額からその繰越税額控除限度超過額(その事業年度において税額控除(措法42の12の7②)の適用により控除される金額(税額控除額)との合計で調整前法人税額の20%が上限)を控除することができます(措法42の12の7③④)(※4)。

[繰越税額控除制度のイメージ図]



※1 認定事業適応事業者とは、指定期間内にされた産競法の認定に係る産競法の認定事業適応事業者(その産競法の認定事業適応計画(産競法の国際経済事情激変事業適応に関するもの)に限ります。以下「認定国際経済事情激変事業適応計画」といいます。)にその認定国際経済事情激変事業適応計画に従って行う国際経済事情激変事業適応のための措置として特定生産性向上設備等を導入する旨の記載があるものに限り、)であるものをいいます(措法42の12の7③)。

※2 解散(合併による解散を除きます。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くものとし、その認定国際経済事情激変事業適応計画に係る実施時期の初日を含む事業年度から繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度まで連続してその認定国際経済事情激変事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応を確実に実施していることその他の事項につき一定の証明がされた場合の各事業年度に限ります(措法42の12の7③)。

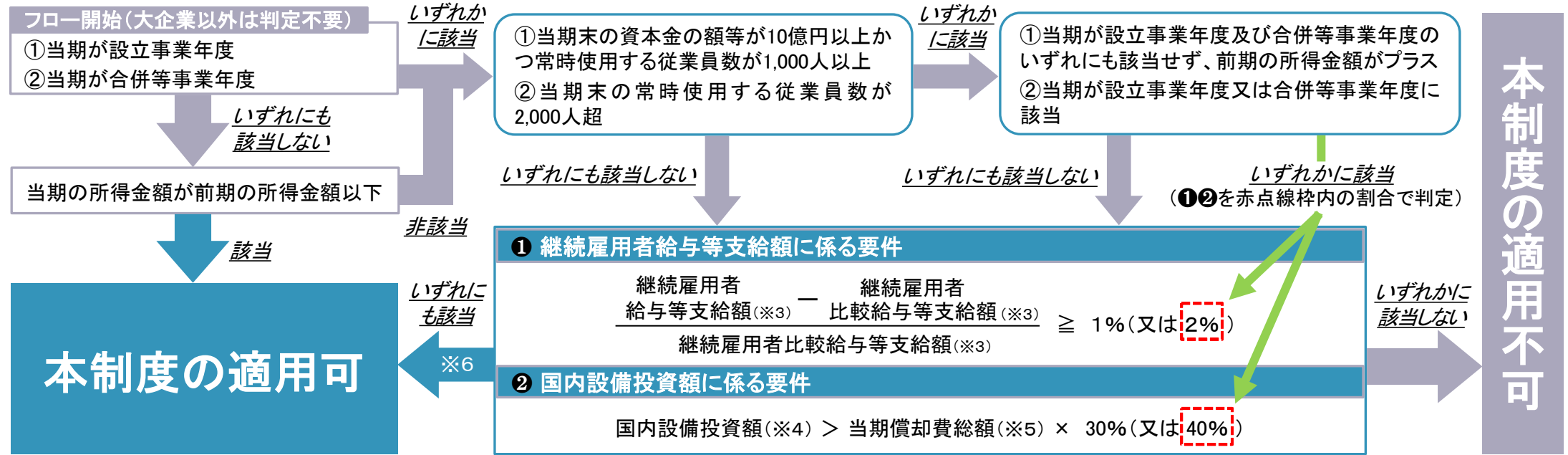
※3 繰越税額控除限度超過額とは、法人の事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度(その事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限ります。)における措法第42条の12の7第2項に規定する税額控除限度額(その認定事業適応事業者の認定国際経済事情激変事業適応計画に記載された特定生産性向上設備等である特定機械装置等に係るもの)のうち、税額控除の適用による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に繰越税額控除制度の適用によりその各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額)の合計額をいいます(措法42の12の7④)。

※4 繰越税額控除制度は、税額控除の適用を受けた供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用できます(措法42の12の7⑩)。

(4) 特別償却及び税額控除の不適用措置

本制度(特別償却及び税額控除)(※1)には、大企業(一定の中小企業者又は農業協同組合等以外の法人)で、下図の要件(①②)のいずれかに該当しない事業年度(その事業年度が設立事業年度(※2)及び合併等事業年度(※2)のいずれにも該当せず、かつ、その事業年度の所得金額が前事業年度の所得金額以下とされる一定の場合には、その事業年度を除きます。)については、その適用を受けることができない措置(不適用措置)が設けられています(措法42の12の7⑧)。

[本制度の不適用措置の判定フロー図]



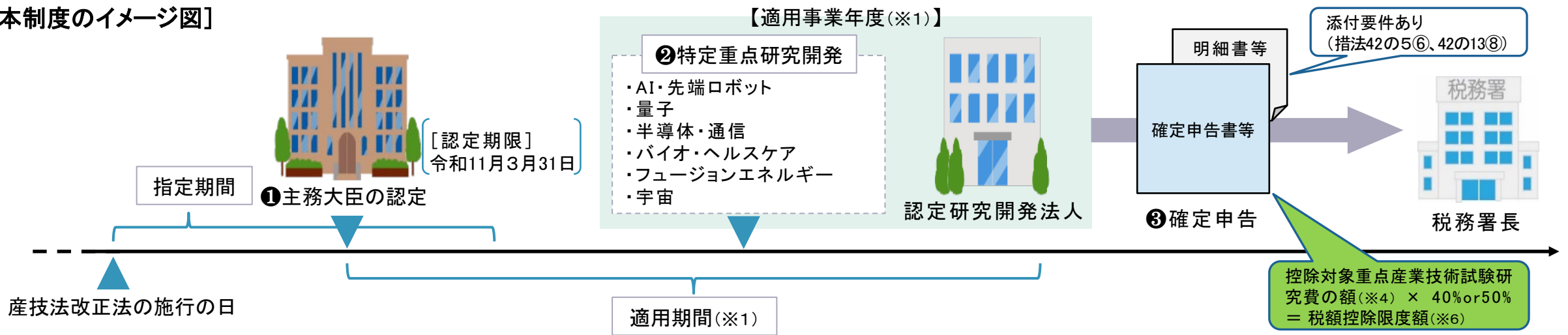
※1 繰越税額控除制度(前ページ参照)については、この不適用措置の対象外であることから、これらの要件(上図の①②)のいずれかに該当しない事業年度であっても適用することができます(措法42の12の7⑧)。
 ※2 設立事業年度とは、措法第42条の12の5第4項第1号に規定する設立事業年度をいい(措法42の12の7⑧)、合併等事業年度とは、合併等(合併、分割又は現物出資(分割又は現物出資にあっては、事業を移転するものに限ります。))をいいます。)に係る合併法人等である場合における当該合併等の日を含む事業年度、その他一定の事業年度(その法人の設立事業年度を除きます。)をいいます(措法42の12の7⑨、措令27の12の7⑪)。
 ※3 継続雇用者給与等支給額とは、措法第42条の12の5第4項第5号に規定する継続雇用者給与等支給額をいい、継続雇用者比較給与等支給額とは、同項第6号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいいます(措法42の12の7⑧一)。
 ※4 国内設備投資額とは、その法人がその事業年度において取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は現物分配による取得その他一定の取得を除きます。)をした国内資産(国内にあるその法人の事業の用に供する機械装置その他の一定のものをいいます。)でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいいます(措法42の12の7⑧二イ)。
 ※5 当期償却費総額とは、その法人がその有する減価償却資産につきその事業年度においてその償却費として損金経理をした金額(特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法第31条第4項の規定により同条第1項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除きます。)の合計額をいいます(措法42の12の7⑧二ロ)。
 ※6 本制度を適用する場合は、確定申告書等にこれらの要件(上図の①②)のいずれにも該当することを明らかにする書類の添付が必要です(措法42の12の7⑥⑦)。

2 研究開発税制の見直し

(1) 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人で産技法改正法の施行の日から令和11年3月31日までの期間(指定期間)内に産技法の重点研究開発計画につき産技法の主務大臣の認定(以下「認定」といいます。)を受けたもの(以下「認定研究開発法人」といいます。)のその認定に係る適用事業年度(※1)(※2)において、重点産業技術試験研究費の額(※3)(一般試験研究費の額に係る税額控除制度(次ページ参照)、中小企業技術基盤強化税制(11ページ参照)又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度(12ページ参照)の適用を受ける場合のこれらの適用を受ける金額の計算の基礎となったものを除きます。)がある場合には、その適用事業年度の控除対象重点産業技術試験研究費の額(※4)(一般試験研究費の額に係る税額控除制度(次ページ参照)、中小企業技術基盤強化税制(11ページ参照)又は特別試験研究費の額に係る税額控除制度(12ページ参照)の適用を受ける場合のこれらの適用を受ける金額の計算の基礎となったものを除きます。)の40%(控除対象重点産業技術試験研究費の額の計算の基礎となった重点産業技術試験研究費の額が特別重点試験研究費の額(※5)に該当するものにあつては、50%)の税額控除(調整前法人税額の10%が上限)(※6)ができる制度が創設されました(措法42の5①)。

【本制度のイメージ図】



※1 適用事業年度とは、認定研究開発法人の適用期間(その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間(同日までにその認定が取り消された場合など一定の場合には、一定の期間)をいいます。)内の日を含む各事業年度をいいます(措法42の5⑤一)。

※2 解散(合併による解散を除きます。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます(措法42の5①)。

※3 重点産業技術試験研究費の額とは、試験研究費の額のうち認定研究開発法人がその認定に係る産技法の認定重点研究開発計画(以下「認定重点研究開発計画」といいます。)に従って実施した特定重点研究開発(産技法の研究及び開発をいいます。以下同じです。)に係る一定の試験研究費の額をいいます(措法42の5⑤二)。

※4 控除対象重点産業技術試験研究費の額とは、重点産業技術試験研究費の額のうち一定の金額をいいます(措法42の5⑤三)(13ページ参照)。

※5 特別重点産業技術試験研究費の額とは、重点産業技術試験研究費の額のうち認定研究開発法人がその認定に係る認定重点研究開発計画に従って実施した産技法の重点産業技術共同研究開発機関と共同して行う特定重点研究開発又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する特定重点研究開発に係る一定の試験研究費の額をいいます(措法42の5⑤四)。

※6 税額控除による控除をしてもなお控除しきれない金額は翌期以後3年間繰り越すことができます(措法42の5②)。なお、この繰越税額控除制度は、中小企業技術基盤強化税制における繰越税額控除制度(11ページ参照)と基本的に同じ仕組み(適用要件として当期の試験研究費の額と比較する対象が前期の試験研究費の額であることや控除税額の上限が調整前法人税額の10%であることなどは異なります。)です(措法42の5②⑤五⑦)。

【適用時期等】産技法改正法の施行の日から施行されます(改正法附則1十三)。なお、産技法改正法は公布の日以後1年以内の政令で定める日から施行されますが(産技法改正法附則1)、施行期日を定める政令は令和8年5月27日現在において公布されていません。

(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

本制度について、次の見直しが行われました(※)。

1 令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除割合が次のとおり見直され、その上限を14%とする特例の適用期限が3年延長されました(措法42の4②二)。なお、比較試験研究費の額が0である場合等については、下記(1)から(3)までにかかわらずその割合は8.5%とされています。

(1) 増減試験研究費割合が15%超である場合……………11.5% + (増減試験研究費割合 - 15%) × 0.375

(2) 増減試験研究費割合が3%超15%以下の場合…8.5% + (増減試験研究費割合 - 3%) × 0.25

(3) 増減試験研究費割合が3%以下の場合……………8.5% - (3% - 増減試験研究費割合) × 13分の8.5(その割合が0に満たないときは、0)

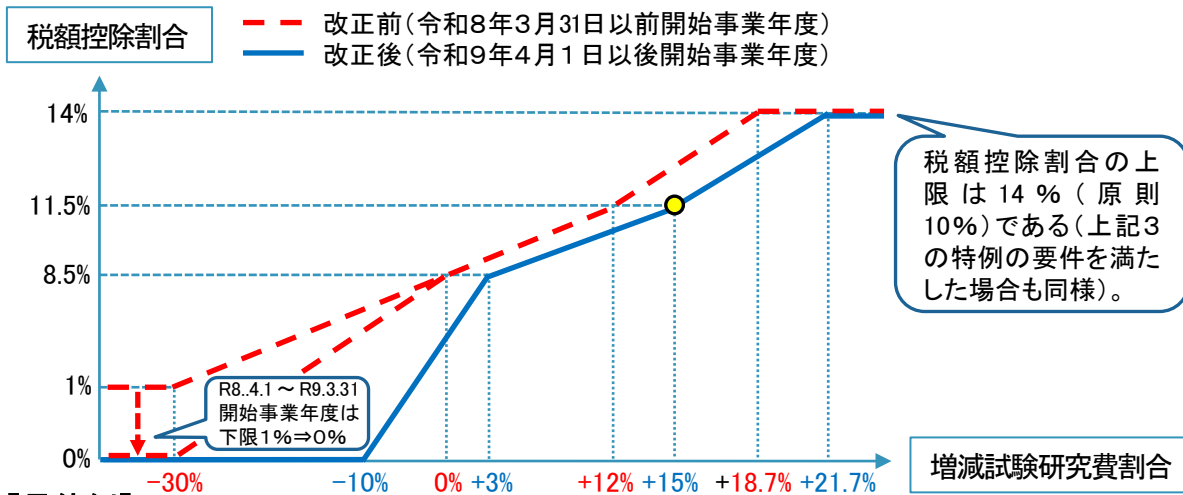
2 控除税額の上限の特例について、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限が次のとおり見直され、その適用期限が3年延長されました(措法42の4③二ロ)。

(1) 増減試験研究費割合が7%を超える場合……………25% + その超える部分1%当たり当期の調整前法人税額の0.625%(5%が上限)

(2) 増減試験研究費割合がマイナス1%を下回る場合…25% - その下回る部分1%当たり当期の調整前法人税額の0.625%(5%が上限)

3 試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除割合の特例及び控除税額の上限の上乗せ措置の適用期限が3年延長されました(措法42の4②三③二ハ)。

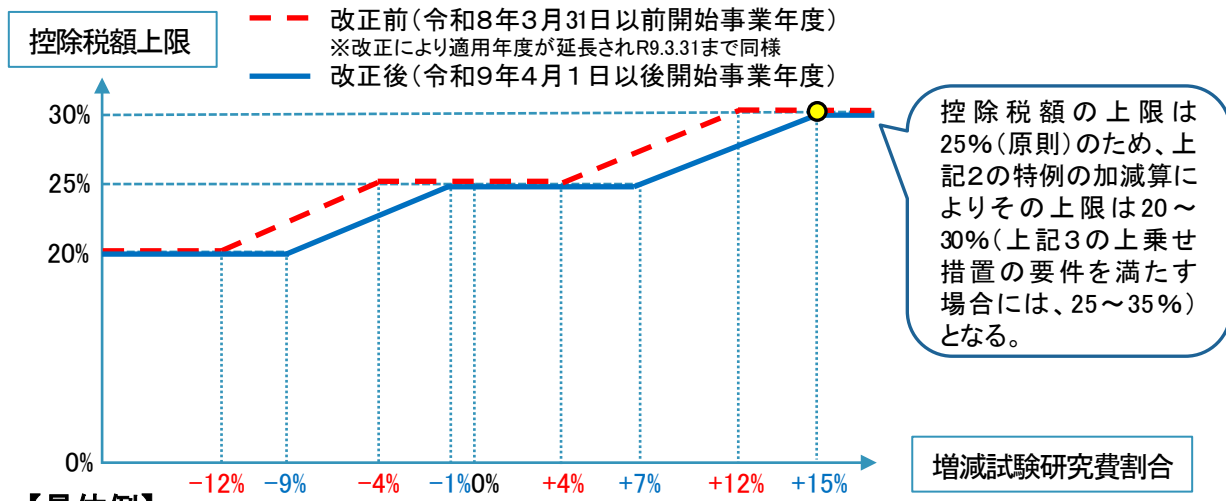
[上記1の税額控除割合の見直しのイメージ図]



【具体例】

増減試験研究費割合が15%の場合の税額控除割合(上記3の特例は考慮外)
⇒ $8.5\% + (15\% - 3\%) \times 0.25 = 11.5\%$ (イメージ図の「●」)

[上記2の控除税額の上限の見直しのイメージ図]



【具体例】

増減試験研究費割合が15%の場合の税額控除上限(上記3の上乗せ措置は考慮外)
⇒ $25\% + (15\% - 7\%) \times 0.625 = 30\%$ (イメージ図の「●」)

※ その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています(措法42の4⑱二の二)(13ページ参照)。

(3) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

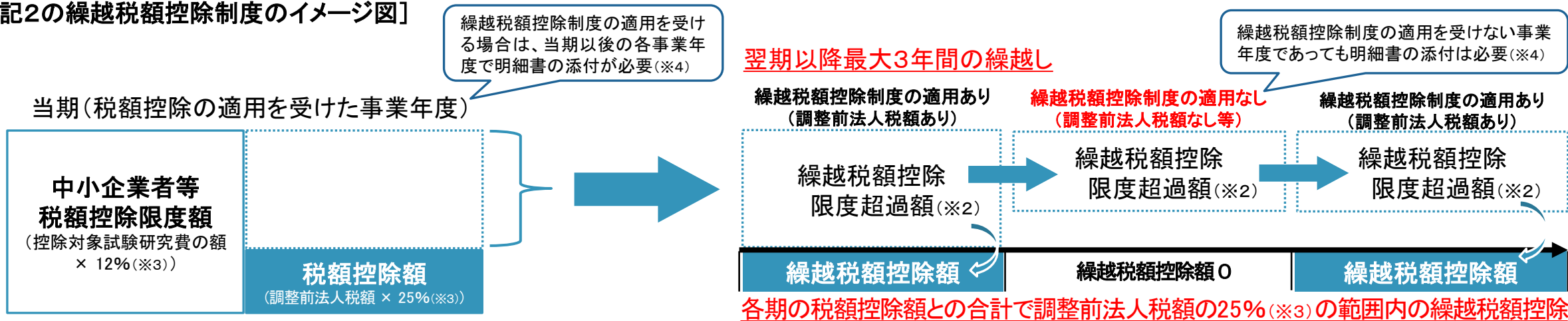
本制度について、次の見直しが行われました(※1)。

1 増減試験研究費割合が12%を超える場合又は試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除割合の上乗せ措置及び控除税額の上限の上乗せ措置の適用期限が、それぞれ3年延長されました(措法42の4⑤⑥)。

2 青色申告書を提出する法人の各事業年度において繰越税額控除限度超過額(※2)を有する場合には、調整前法人税額からその繰越税額控除限度超過額(その事業年度において税額控除(措法42の4④)の適用により控除される金額(税額控除額)との合計で調整前法人税額の25%(※3)が上限)を控除することができる制度(繰越税額控除制度)が創設されました(措法42の4⑦)(※4)。

ただし、繰越税額控除制度は、その適用を受けようとする事業年度(一般試験研究費の額に係る税額控除制度(前ページ参照)の適用を受ける事業年度など一定の事業年度を除きます。)において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用することができます(措法42の4⑦)。

[上記2の繰越税額控除制度のイメージ図]



※1 その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています(措法42の4⑯二の二)(13ページ参照)。

※2 繰越税額控除限度超過額とは、法人の事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度(その事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限りです。)における措法第42条の4第4項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に繰越税額控除制度の適用によりその各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額)の合計額をいいます(措法42の4⑯十)。

※3 上乗せ措置の適用を受ける各事業年度においては、その上乗せ措置の適用を受けた後の割合となります(措法42の4⑤⑥⑦)。

※4 繰越税額控除制度は、税額控除の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用できます(措法42の4⑯)。

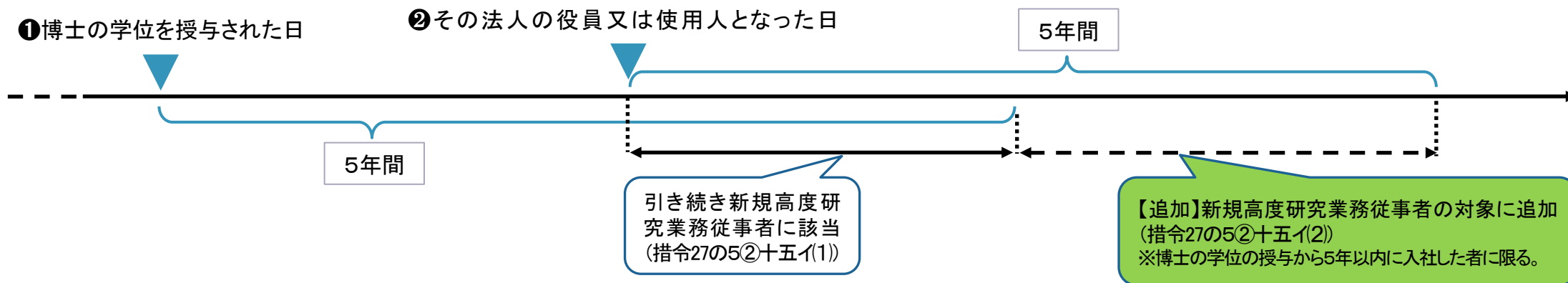
【適用時期】繰越税額控除制度は、同日以後に開始する事業年度において生ずる控除しきれない金額について適用されます(改正法附則51②)。

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

本制度について、次の見直しが行われました(旧措法42の4⑦、措法42の4の2)(※)。

- 1 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同研究及びその大学等への委託研究については、共同研究又は委託研究に要した費用としてその大学等の長が認定した金額とされました(措規20の2⑳一イ、経済産業省告示)。
- 2 新規高度研究業務従事者(措令27の5②十五イ)に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しが行われました。
 - (1) 新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者(外国においてこれに相当する学位を授与された者を含み、措令第27条の5第2項第15号イ(1)に掲げる者を除きます。)のうち、その授与された日以後5年以内にその法人の役員又は使用人となったもので、その役員又は使用人となった日から5年を経過していないものが追加されました(措令27の5②十五イ(2))。
 - (2) その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件について、その内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する使用人に募集されたこととされました(措令27の5②十五ハ(1))。
 - (3) その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件について、その内容がその試験研究に専ら従事する使用人から提案されたものであることとされました(措令27の5②十五ハ(2))。

[上記2(1)の新規高度研究業務従事者(博士類型)の範囲の見直しのイメージ図]



※ その他改正事項として、本制度で控除対象となる試験研究費の額の範囲が見直されています(措法42の4の2③二)(次ページ参照)。

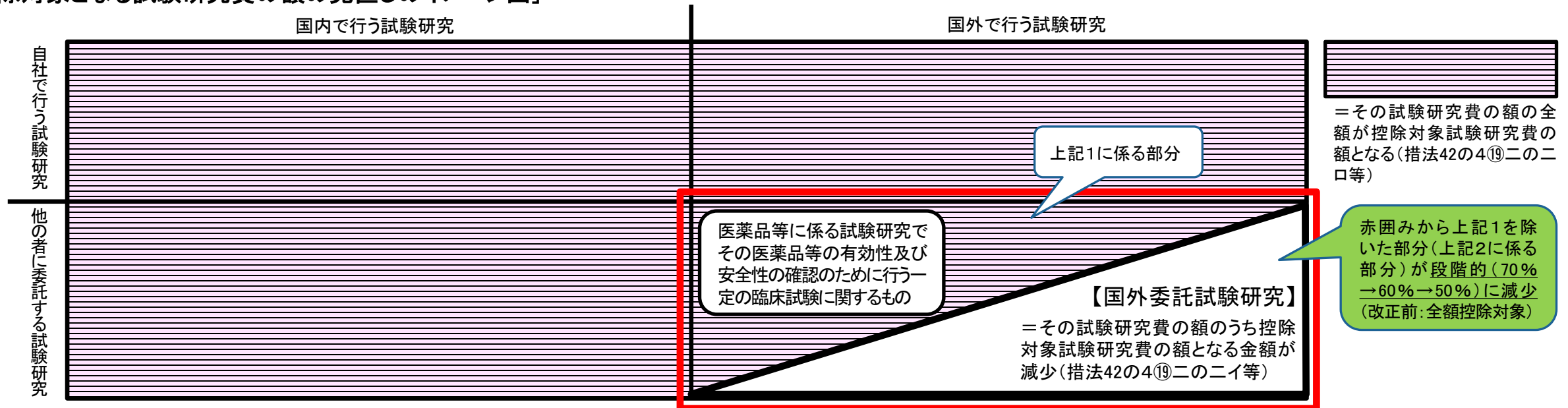
【適用時期】令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則51⑤)。なお、上記1については、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についても同様に適用されます(改正措規附則6)。

(5) 控除対象となる試験研究費の額の範囲の見直し

研究開発税制(9~12ページ参照)において控除対象となる試験研究費の額について、その試験研究費の額のうち他の者に委託する試験研究(契約又は協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限り、)に係る試験研究費の額にあつては、次の試験研究費の額の区分に応じた金額が税額控除の対象とされました(措法42の4^①二の二・十四、42の4の2^③二、42の5^⑤三、措令27の4^③、措規20^⑧)。

- 1 医薬品、医療機器又は再生医療等製品(以下「医薬品等」といいます。)に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験(科学的な質及び成績の信頼性が確保されていると認められる一定のものに限ります。)の委託に係る試験研究費の額…その試験研究費の額の全額
- 2 上記1以外(下図の「国外委託試験研究」の部分)の試験研究費の額…その試験研究費の額の50%相当額(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については70%相当額、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度については60%相当額)

[控除対象となる試験研究費の額の見直しのイメージ図]



【適用時期】 令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則51^①)。

3 賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制の見直し

本制度について、次の見直しが行われました。

- 1 全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止されました(旧措法42の12の5①)。
- 2 常時使用する従業員の数が2,000人以下である中堅企業向けの措置は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度の適用要件について見直しが行われた上(措法42の12の5①)(※)、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されました(旧措法42の12の5②二)。
- 3 中小企業向けの措置は、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止されたことを除き、現行制度が維持されています(旧措法42の12の5③二、措法42の12の5②)。

[上記2、3の中堅企業向け及び中小企業向けの措置の見直しのイメージ図]

		改正前		改正後	
中堅企業向け	継続雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	継続雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	
		+3%以上	10%	+4%以上	10%
		+4%以上	25%	+5%以上	15%
		—	—	+6%以上	25%
中小企業向け	雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	雇用者給与等支給増加割合の要件	控除率	
		+1.5%以上	15%	+1.5%以上	15%
		+2.5%以上	30%	+2.5%以上	30%
上乗せ措置	教育訓練費に係る上乗せ措置(+5% or 10%)		廃止		
	子育てとの両立支援等に積極的な企業への上乗せ措置(+5%)は維持				

※ 令和8年度税制改正の大綱では、適用期限(令和9年3月31日)の到来をもって廃止されることが示されています。

【適用時期】 令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則50)。

4 主な中小企業税制の見直し

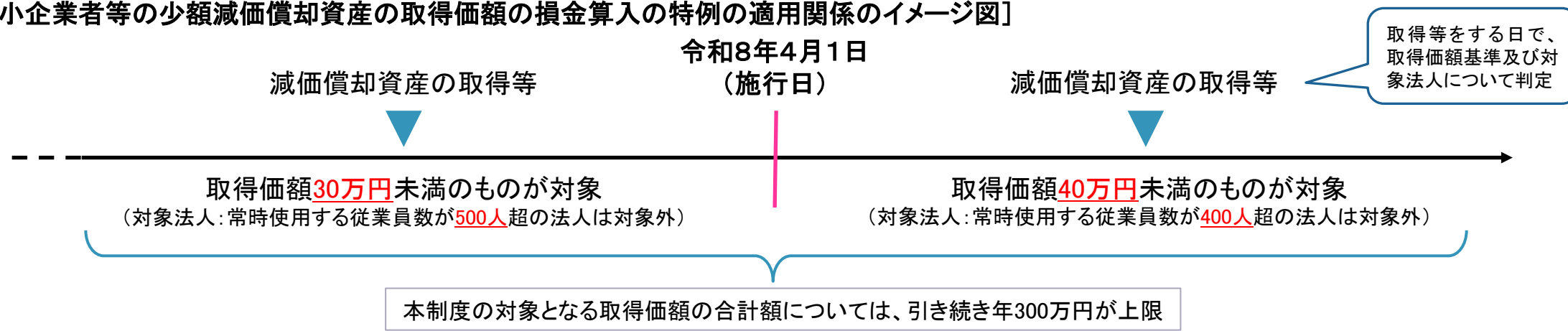
(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例及び中小企業経営強化税制の見直し

1 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、令和8年4月1日以後に取得等（取得、製作又は建設をいいます。以下同じです。）をする減価償却資産の取得価額基準が30万円未満のものから40万円未満のものに引き上げられ、その適用期限が3年延長されました（措法67の5①、改正法附則65）。また、同日以後に減価償却資産を取得等する場合において、本制度の対象となる法人から常時使用する従業員数が400人を超える法人が除外されました（措令39の28①一、改正措令附則20）。

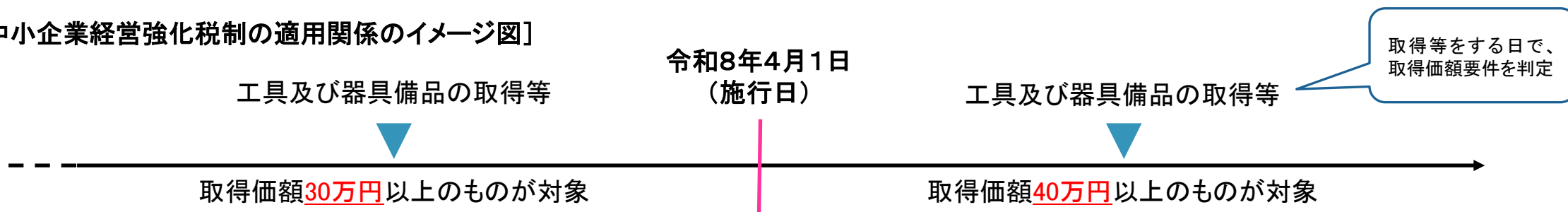
なお、本制度の対象となる取得価額の合計額については、引き続き年300万円が上限とされています（措法67の5①）。

2 中小企業経営強化税制（措法42の12の4）について、令和8年4月1日以後に取得等をする工具及び器具備品の取得価額要件が30万円以上のものから40万円以上のものに引き上げられました（措令27の12の4②、改正措令附則16）。

[上記1の中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用関係のイメージ図]



[上記2の中小企業経営強化税制の適用関係のイメージ図]

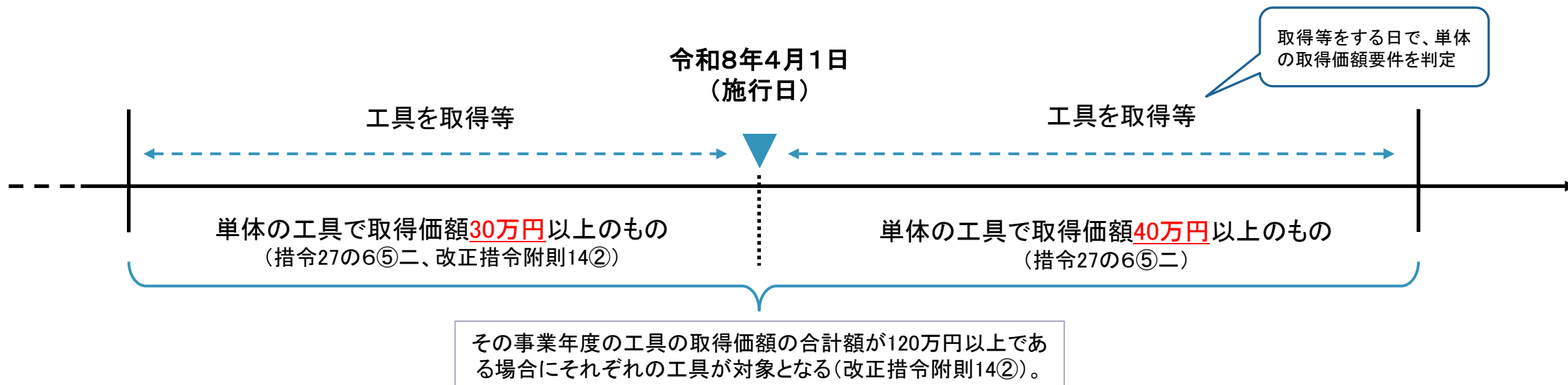


(2) 中小企業投資促進税制の見直し

本制度(措法42の6)における工具の取得価額要件のうち「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件が「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件とされました(措令27の6⑤二)。

なお、上記の見直しは、令和8年4月1日以後に終了する事業年度から適用されますが、施行日である令和8年4月1日をまたぐ事業年度については、経過措置が設けられています(改正措令附則14①②)。

[令和8年4月1日(施行日)をまたぐ事業年度の適用関係のイメージ図]



5 グローバル・ミニマム課税への対応

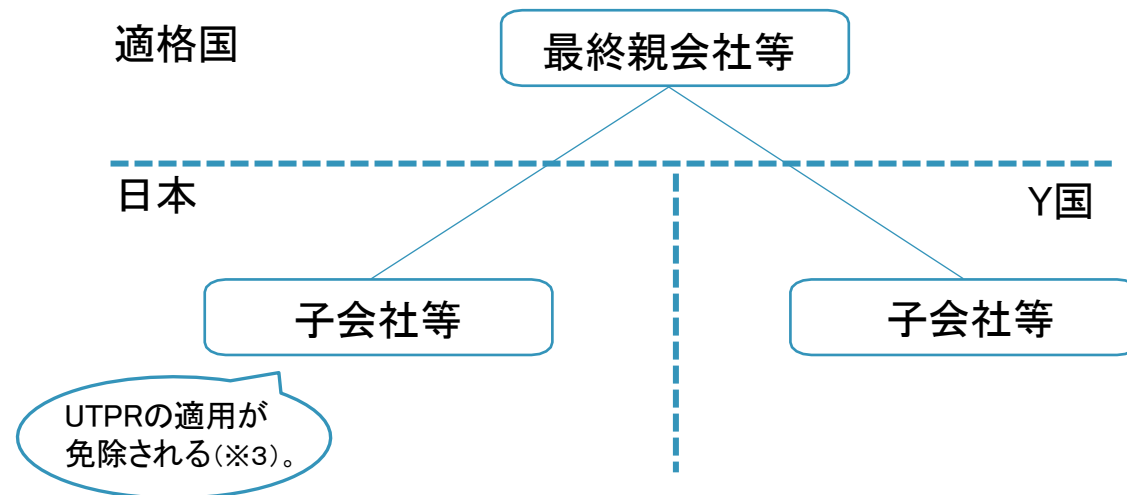
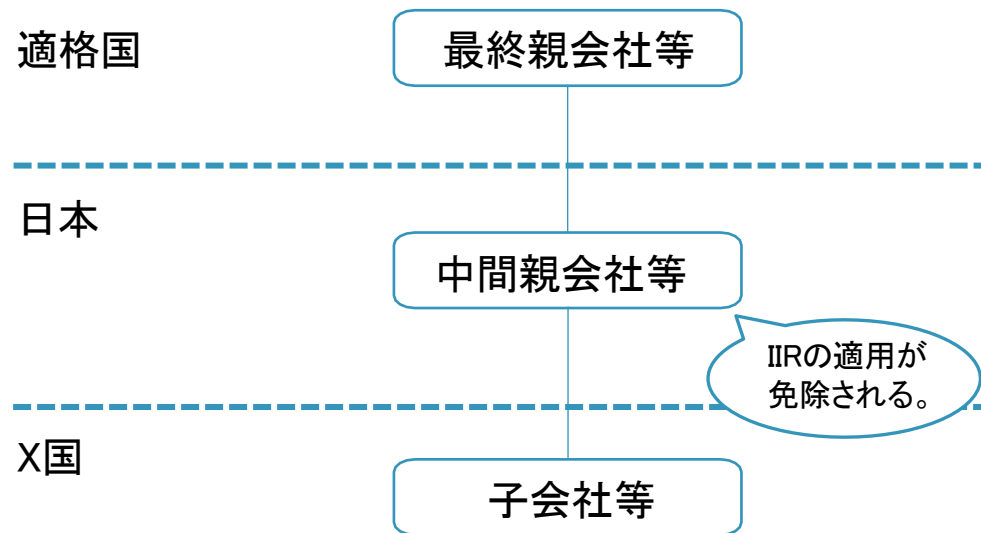
(1) 適用免除基準(SbSセーフ・ハーバー)の創設

グローバル・ミニマム課税と、独自のミニマム課税制度を有する米国を含む一定の要件を満たす国の制度との共存等について、令和7年6月以降「BEPS包摂的枠組み」において交渉が行われ、令和8年1月5日に合意が成立したことから、当該合意に則り、次のとおり見直しが行われました。

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(IIR)について、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が次に掲げる要件その他の要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域(適格国)(※1)を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係るグループ国際最低課税額及びその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額を0とする適用免除基準(SbSセーフ・ハーバー)が設けられました(法82の3⑦⑭)。

- 1 その国又は地域の租税に関する法令(※2)(以下「法令」といいます。)において、20%以上の税率により租税を課することとされていること。
- 2 法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又はその会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して15%以上の税率により租税を課することとされていること。
- 3 法令において、他の会社等に持分を直接又は間接に有される会社等(以下「子会社等」といいます。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていない場合等において、その子会社等の所得の金額を当該他の会社等の収益の額とみなして益金の額に算入する規定であって、原則としてその子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること。

[SbSセーフ・ハーバーのイメージ図]



※1 令和8年4月1日現在、米国が指定されています。

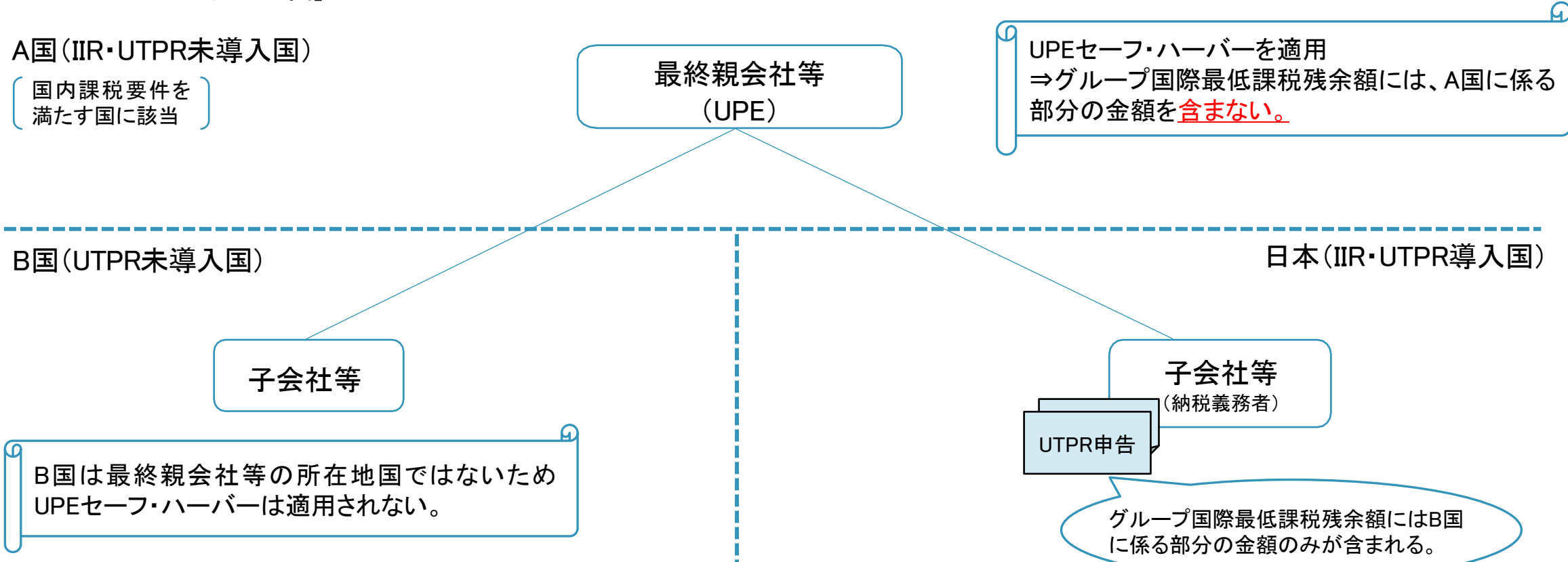
※2 令和11年1月1日前に制定されたものに限りです。

※3 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税(UTPR)の計算の基礎となるグループ国際最低課税額(トップアップ税額)が0となるため、UTPR税額が生じないこととなります。

(2) 適用免除基準(UPEセーフ・ハーバー)の創設

各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税(UTPR)について、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が、その国又は地域の租税に関する法令(令和8年1月1日において施行されていたものに限り)において20%以上の税率により租税を課することとされていることその他の要件(国内課税要件)を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域(※1)を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余额(※2)には、その最終親会社等の所在地国に係る部分の金額を含まないものとする適用免除基準(UPEセーフ・ハーバー)が設けられました(法82の11④)。

[UPEセーフ・ハーバーのイメージ図]



※1 令和8年4月1日現在、指定されている国又は地域はありません。

※2 グループ国際最低課税額(トップアップ税額)からIIRによる課税額等を控除した残額をいいます(法82の11②)。

【適用時期】 令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度分の法人税について適用されます(改正法附則14)。

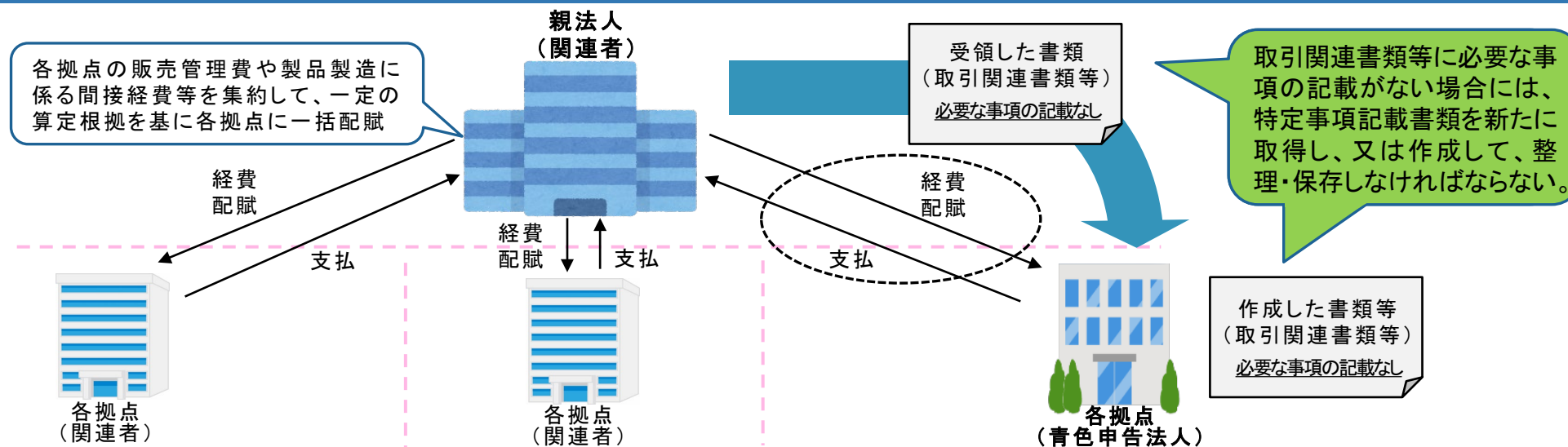
6 その他主な改正項目

(1) 関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の創設

青色申告の承認を受けている内国法人(以下「青色申告法人」といいます。)は、その関連者(※1)との間で関連者間取引(※2)を行った場合において、その取引に関して受領し、又は作成した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類(自己の作成したこれらの書類でその写しがあるものはその写しを、これらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にはその電磁的記録を、それぞれ含みます。)で、法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているもの(取引関連書類等)に、その取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引においてその青色申告法人が負担することとなる費用の額の計算の方法等、その取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項(以下「特定事項」といいます。)を明らかにする書類(以下「特定事項記載書類」といいます。)をその取引を行った事業年度の申告書の提出期限までに取得し、又は作成し、その特定事項記載書類を整理し、起算日(※3)から7年間、これを納税地等に保存しなければならない特例が創設されました(法規59の2①)(※4、5)。

なお、普通法人等(内国法人である普通法人等(法150の2①)をいいます。以下同じです。)についても、同様の特例が創設されています(法規67の2①)。

[本制度のイメージ図]



※1 関連者とは、法人で、その青色申告法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等(自己株式等を除きます。)の総数等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有する関係その他の一定の特殊の関係のあるものをいいます(法規59の2③)。なお、特殊の関係については、移転価格税制における関連者の考え方と同様です。

※2 関連者間取引とは、次の(1)又は(2)の取引のうち、販売費、一般管理費その他の費用の額の基となるものをいいます(法規59の2①)。

(1) 関連者がその青色申告法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け(工業所有権等に係る権利の設定その他工業所有権等を使用させる行為を含みます。)

(2) 関連者がその青色申告法人に対して行う役務の提供のうち一定のもの

※3 起算日とは、作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から一定の月数を経過した日をいいますが、その日は、基本的にその青色申告法人の確定申告書の提出期限となります(法規59②)。

※4 特定事項記載書類の保存が法令の定めに従って行われていないことは、青色申告の承認の取消事由に該当します(法127①)。

※5 特定事項記録書類に記載すべき特定事項を電子取引により取得した場合は、その特定事項を電帳法の規定に基づいて電磁的記録として保存しなければなりません(法規59の2②、電帳法7)。

[適用時期] 青色申告法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度に行う関連者間取引について適用されます(改正法規附則8①)。なお、普通法人等も同様です(改正法規附則8②)。

(2) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業(一定の中小企業者又は農業協同組合等以外の法人)に係る特定税額控除規定の不適用措置の要件について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長され、令和11年3月31日までとされました(措法42の13⑤)。

- 1 特定税額控除規定に、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度(措法42の5)(9ページ参照)(繰越税額控除制度を除きます。)が追加されました(措法42の13⑤柱書)。
- 2 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、**①**大企業のうち黒字で一定規模以上の法人は、その増加割合が2%以上(改正前:1%以上)とされ、**②**上記以外の大企業は、その増加割合が1%以上(改正前:前期の額を超えること)とされました(措法42の13⑤一)。
- 3 地域未来投資促進税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、改正前の継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件が、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とされました(措法42の13⑤柱書)。

[不適用措置に係る要件の見直しのイメージ図]

		改正前		改正後	
不適用措置の適用を受けないための要件		①継続雇用者給与等支給額	②国内設備投資額	①継続雇用者給与等支給額	②国内設備投資額
①大企業(黒字で一定規模以上の法人)		対前期増加率 1%以上	当期償却費総額の40%超	対前期増加率 2%以上	当期償却費総額の40%超
②大企業(上記以外の法人)		前期の額を超えること	当期償却費総額の30%超	対前期増加率1%以上	当期償却費総額の30%超
特定税額控除規定	研究	要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用		要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用	
	開発				
	税制	重点産業技術試験研究		—	
		地域未来投資促進税制		要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用	
	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制		要件①②のいずれにも該当しない ⇒ その特定税額控除規定は不適用		

(参考1) 地域未来投資促進税制(措法42の11の2②)及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制(措法42の12の6②)に係る不適用措置の要件は、特定生産性向上設備等投資促進税制と同様です(7ページ参照)。
(参考2) 戦略分野国内生産促進税制(措法42の12の6③⑥)を適用しないこととする措置についても、上記2①(法人規模による限定はありません。)及び3と同様の見直しが行われています(措法42の12の6④)。

【適用時期等】令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則50)。なお、重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度に係る追加は産技法改正法の施行の日から施行されます(改正法附則1十三)(9ページ参照)。

(3) 外国子会社合算制度の見直し(制度全体像における見直しの位置づけ)

本制度について、次の見直しが行われました(措法66の6、66の9の2)。

- 1 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例が創設されました(旧清算特例については、新清算特例に改組)。
- 2 ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、一定の場合にその判定が不要とされました。
- 3 税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合の計算ができる特例について、一定の場合にその適用ができないこととされました。

[本制度の全体像と見直しのイメージ図]

